

長野県革新懇ニュース

2016 年 6 月号
(発行日 6 月 10 日)
年会費 5000 円 (送料込)
振替 0510-3-15971

204

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人：山口光昭 編集長：高村裕
〒380-8790 長野市県町 593 高校教育会館内
TEL：026-234-1231 FAX：026-234-2219 メール：takamura.hiroshi.nagano-h@educas.jp

==== 今号の紙面 ====

- 1 面 柳澤修嗣さんインタビュー
- 2 面 1 面の続き、弁護士会憲法シンポジウム
- 3 面 6・12 長野県民集会
子どもの医療費を窓口無料に
- 4 面 随筆「温故知新」、映画評論「スポットライト」
読者の声、漢字クイズ



長野市出身。1991 年司法試験に合格。
1994 年 4 月、弁護士登録して長野市で法律
事務所を開業。弁護士会の副会長を 2 回務め、
本年 4 月 1 日から会長となる。

権力者は、いかなる時も憲法の 基本原則に従わなければならない

柳澤 修嗣 さん

(長野県弁護士会・会長)

弁護士に負託された
義務を果たすとき

Q 弁護士会が活発に安保問
題に取り組まれていますか、
その理由をお聞かせ下さい

確かに長野弁護士会も日
本弁護士連合会も憲法改正
問題や 9 条に関わる平和主
義にかかわる問題について
は一致して行動していま
す。思想的には右から左
いろんな考え方をもちた
人がいる組織であるにもか
かわらずこの問題に関して
は、反対を唱える人はほと
んどいません。日弁連も積
極的に各単位弁護士会の憲
法シンポジウムや街宣活動
に対して一定の補助を出し
て、活動を援助しています。
弁護士会は強制加入団体
ですから、会自体は政治的

に中立でなければなりません。しかし、我々が憲法の
問題について発言することは政治的中立性とは矛盾し
ないと考えています。弁護士法 1 条 1 項は、弁護士の
使命として「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」
をあげ、そのために弁護士は努力しなければいけな
いとしています。続いて同条 2 項では、「その使命に基
づき、誠実にその職務を行
い、社会秩序の維持及び法
律制度の改善に努力しなけ
ればならない」としていま
す。この「法律制度の改善」
には、まさに憲法を含めた
法律制度のあり方が含まれ
ます。憲法のあり方は、こ
の国の形を決める最も大切
な法律制度の改善に関する
問題です。我々は、それに
対して意見を述べないわけ
にはいきません。平和主義、
9 条を根本から破壊するよ
うな行為はおかしいと宣言
し、どうすべきかを国民に
示す義務があります。

憲法が我々に弁護士に負
託しているその義務、これ
を将来果たすときが今で
す。集会を開き、会長声明
を出し、憲法をめぐる社会
情勢に対して警鐘を鳴らし
ている我々の活動をご理解
下さい。

憲法は権力者を
しばるもの

Q 立憲主義ということが強
調されていますが、従来あま
り意識されてこなかったと思
うのですが？

法律を学んだ立場からす
れば、「立憲主義」という
のは最も基本的な考え方
です。今、そうした憲法の
原則が世の中の脚光を浴び
ていることは喜ばしいこと
です。

「立憲主義」という言葉
を、わかりやすく説明すれ
ば、権力者は、いかなる時
も憲法の基本原則に従わ
なければならない、という
ことです。

法律というのは、公共の
福祉の立場から様々な義務
や制限を国民に課していま
す。語弊があるかも知れま
せんが、ある意味では法律
というのは、国民を統制し
て社会を動かすためのもの
です。しかし、憲法はそう
ではなく、権力者に対して
向けられた一種の法律で
す。その意味で両者は根本
的に違うものです。権力を
もった人間・政治家は憲法
に従って行動しなければな
らないのは、憲法の性質上
当然のことです。

では、何故憲法はそのよ
うな「立憲主義」を定めた
のか、憲法は、国民に人権
を保障している、だからな
のです。ここが一番重要な
ところです。憲法に「国民
に人権を保障する」と書い
ても、それだけでは絵に描
いた餅です。だから憲法は
人権を守るために国家の仕
組み、統治の原理をつくっ
た、その内容が、国民主権
の原則、3 権分立、それか
ら平和主義です。人権を守
るために、憲法は、同時に
権力者による国家の動かし
方を定め、これらの原則に
従う義務を課しました。権
力者はこの憲法を守らなけ

ればならない、人権を守る
ためにつくられている統治
の基本的原則をしつかり
守って国を運営しなさいと
命じたこと、これが「立憲
主義」です。

わかりやすい例は、ヒッ
トラーです。ワイマール憲
法のもとの授権法は有名
です。ヒットラーは民主的
選挙によって多数派となり
国民の信託を受けたとし
て、ワイマール憲法を停止
して独裁を始めました。そ
の行き着く先が第 2 次世界
大戦でした。立憲主義は、
権力者が選挙において絶対
多数をとつても、決して侵
してはならない限界を定め
ているのです。

このように憲法がその手
続きに従った上でなければ
やってはいけない枠組みを
つくり、今まで日本の権力
者・政治家はそれを守って
きました。ところが最近の
政治家はそれを平気で乗り
越えてしまふ、それを我々
弁護士は許せないと主張し
ています。今の政権の動き
は法律・憲法のあり方とし
ておかしい。憲法を学ん
できた者として、憲法の定め
た国の基本的原則を無視し
た政治をそのまま見過ごす
ことは、弁護士としての自
らの立場を否定することに
なります。ですから、我々
は一致して行動しているわ
けです。

違憲訴訟をめぐる
二つのハードル

Q 違憲訴訟の動きがありま
すが、いかがでしょうか？



政権側からも違憲かどう
かは裁判所が決めること
で、憲法学者が決めること
ではないというような発言
がありました。そうした中
では違憲訴訟に活路を求め
ることは当然の動きだと思
います。ただし、憲法違反
として、安保法制の違憲訴
訟を起こすとすると、二つ
のハードルがあります。

一つは、日本の裁判は、
ある法律が違憲であるかど
うかだけを一般的に判断す
るという仕組みになってい
ません。具体的事件、損
害賠償請求とか国家賠償請
求というような具体的な請
求があつて、その判断のた
めに必要な範囲で、前提と
なる法律が違憲であるかど
うかを判断します。これを
裁判の事件性とか争訟性とい
います。抽象的に法律
自体を違憲と判断しないの
が今の最高裁の解釈です。
その理由は、国会は多く
の情報、知識、あるいは官
僚制度を動員して法律をつ
くり、最良の法を制定して
いるはずで、これに対し
て裁判官は、裁判の中で当
事者から提出された証拠か
ら判決を下しますが、その
程度の情報でそのような法
律を違憲無効にしてよいの